

議案第 48 号
議決第 号

押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を制定したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 14 日提出
始良市長 湯元 敏浩

押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例

（始良市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正）

第 1 条 始良市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成 22 年始良市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「者は、」の次に「様式第 1 号による宣誓書を」を加え、「又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、様式第 1 号による宣誓書に署名」を「に提出」に改める。

様式第 1 号から様式第 3 号まで中「㊟」を削る。

（始良市災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部改正）

第 2 条 始良市災害被害者に対する市税の減免に関する条例（平成 22 年始良市条例第 82 号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「

氏	名	印

」を「

氏	名

」に、
「氏 名 _____ ㊟」を「氏 名 _____」に改める。

（始良市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

第 3 条 始良市固定資産評価審査委員会条例（平成 22 年始良市条例第 83 号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項中「、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削る。

第8条第5項中「、提出者がこれに署名押印し」を削り、同条第8項中「、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削る。

第9条第2項中「、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削る。

第12条第2項中「、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削る。

(始良市火入れに関する条例の一部改正)

第4条 始良市火入れに関する条例(平成22年始良市条例第155号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

(始良市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第5条 始良市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例(平成24年始良市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条中「市長の面前において、」を削り、「に署名」を「を市長に提出」に改める。

別記様式中「㊟」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。